

会 議 録

1 附属機関の会議の名称

水戸市使用料等審議会

2 開催日時

平成25年9月10日（火） 午後3時00分から午後4時30分まで

3 開催場所

市民会館臨時庁舎1階101号室

4 出席した者の氏名

(1) 水戸市使用料等審議会委員

藤澤二三夫，高橋京子，齋藤章，高畑健兒，楢崎ひろ子，木内令子，幡谷信勝，渡邊妙子，
根本順一，田山知賀子，永井教子，中村眞一，井上繁，鈴木重紀

(2) 執行機関

財務部長 清水修，財政課長 園部孝雄，財政課課長補佐 梅澤正樹，
財政課財政係長 堀野辺直，財政課財政係員 春日剛

5 議題及び公開・非公開の別

検討対象の選定について（公開）

6 非公開の理由

7 傍聴人の数（公開した場合に限る。）

0人

8 会議資料の名称

(1) 水戸市使用料等審議会委員名簿

(2) 平成25年度水戸市使用料等審議会日程（案）

(3) 平成25年度の使用料及び手数料の受益者負担適正化の検討方法について（資料1）

(4) 使用料及び手数料一覧（水道事業を除く）（資料2）

(5) 使用料調書（資料3）

(6) 手数料調書（資料4）

(7) 受益者負担適正化の検討の観点について（資料5）

(8) 過去の審議会答申に基づく改定状況（資料6）

9 発言の内容

執行機関 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。
定刻になりましたので、ただいまから平成 25 年度の第 2 回水戸市使用料等審議会を始めさせていただきます。
また、今のところ 2 名の委員様が遅れてございますが、定足数に達しておりますので、審議会を始めさせていただきます。
早速ですが、会長、議事をよろしくお願いします。

会 長 暑い中、お集まりいただき、ありがとうございます。
今日やるべきことは、次回以降のヒアリングの対象をどうするか、これを選ぶのが今日の議題でございます。お手元の審議会次第の議事として、(1) 検討対象の選定についてと書いてございます。選定したものににつきましては、次回以降に担当課から詳しくヒアリングを行うということになります。ただし、ヒアリングをしたものが、すなわち値上げであるとか、場合によっては値下げとなるというわけではありません。そうなるかもしれないし、ならないかもしれない、分からないから話を聞いてみようということですので、そのようにお考えいただきたいと思います。あくまでも担当課から話を聞いた上で、審議会として判断をするということを進めていきたいと思えます。ただし、ヒアリングの対象としないものについては、現状でよろしいという判断をしたことになると思いますので、御承知おきいただきたいと思えます。
というわけですが、本日頻繁に使う資料が、先日配布されました資料 2 の一覧表で、大事な資料となってきます。資料 2 を見ますと、表側が使用料ですけれども、検討対象として丸が付いたものが五つございます。それから、裏側は手数料ですけれども、四つに丸が付いてございます。これは、せっかく事務局のほうで丸を付けていただいたわけですので、これらについて、なぜ丸を付けたのか、簡潔に理由を説明いただきたいと思えます。

執行機関 まず、資料 3 を準備していただきたいのですが、その中の 3 ページでございます。
自転車駐車場使用料でございます。自転車駐車場は、駅前でありまして、水戸市には 6 か所ございます。水戸駅北口、水戸駅南口には 2 か所、赤塚駅北口、赤塚駅南口にも 2 か所ございます。見ていただきたいのは、4 ページの受益者負担率ですが、111.6%となっております。コストを 1 割超えた収入が現在ございます。考察のところでも述べておりますが、平成 25 年度は指定管理者による管理を行っておりまして、見込みが 122.7%となる状況でございます。これを受けて、使用料のあり方を検討していただきたいと思えます。
4 ページの下段ですが、自転車駐車場は定期利用というのがあります。学生であっても、1年で1万5,000円という料金を払っております。環境問題や子育て支援の状況もありますので、丸を付けさせていただきました。
二つ目ですが、17 ページをお開きください。ふるさと農場使用料というものがございます。この施設は山根地区にありまして、考察にも書いてありますが、127 区画の農場を貸出ししております。料金は 1 平方メートル当たり年 400 円となっておりますが、1 区画 50 平方メートルありますので、1 年当たり 2 万円の料金となっております。

この受益者負担率は13.1%と低いということもありまして、検討していただきたいと思っております。

過去の審議会でも、料金を改定すべきであるという答申も頂きましたが、それとは別に、運営のあり方に踏み込んだ御意見を頂いた施設でございます。ですので、このままのコストや料金でよろしいのかということを検討いただきたいと思ひまして、丸を付けてございます。

三つ目は、27ページ、幼稚園の保育料です。こちらも受益者負担率は9.9%と大変低くなっております。過去2回の審議会でも改定の答申を頂いたところですが、子育て世代の負担軽減という観点から、改定を見送っております。左側、改定の経緯を見ていただければ分かりますが、昭和56年に5,000円から6,000円に改定して以来、据え置いております。この料金は長い間、同じ額となっておりますので、検討いただきたいということで、丸を付けさせていただきました。

続いて、四つ目は、37ページになります。老人福祉センターの浴室使用料となっております。水戸市では7か所の老人福祉センターを運営しております。現在、高齢者の方は無料であります。前回の審議会でも料金の設定を行うべきであるという答申を頂きましたが、現在も料金徴収に至っておりません。受益者負担の考察のところの担当課の意見ですが、浴室の使用に限り100円の徴収を行ってはどうかという案が出ております。今まで料金の徴収をしていませんでしたが、新たな負担を求めるべきかどうか検討いただきたく、丸を付けさせていただきました。

続きまして、五つ目は、39ページの体育施設の使用料です。改定の経緯を見ていただければ分かりますが、審議会の度に20%の増加をしております。こちらにつきましては、受益者負担率の考察についての最後のところですが、担当課の意見として、利用率の向上を図るため、料金体系を利用の実態に合わせた内容に変更を行うこと、電気使用料の改定を検討しているということです。具体的に御説明いたしますと、50ページをお開きください。テニスコートについては、個人料金というものがございまして、1人、午前中であれば学生160円、一般250円の個人料金となっております。これが利用者の中では、時間が長いとか、そんなに使うことはないという意見もございまして、あとは、面で借りたい、グループで利用したいということで、面貸しの料金を設定してほしいとのことで、1時間いくらという料金にしてはいかがかという意見が利用者から出ております。料金体系を見直したいというのが担当課の意見ですので、判断していただきたいと思ひまして、丸を付けております。

続きまして、資料2の裏面になりますが、こちらにつきましては、いずれも新規の手数料を設定したいというものでございます。

まずは、資料4の17ページをお開きください。

前回は説明しましたが、犬の注射済票交付手数料ということで、狂犬病予防の注射を行った場合に、注射をした証明として、注射済票を配布しておりますが、水戸市は無料でございます。18ページの下段ですが、他市等の状況は、既に料金徴収を行っております。水戸市においても料金徴収を行いたいということで、見込み件数としては1万件で、料金については500円という担当課の案がございまして、内容を検討していただきたく、丸を付けさせていただきました。

続きまして、19ページですが、さきほど犬の注射済票を交付すると説明しましたが、それを再交付する場合、料金を徴収するというので、300円の案が出ておりますの

で、御検討をお願いします。

続きまして、45 ページになります。地域密着型サービス事業者等指定申請手数料となっておりますが、地域密着型サービス事業者というのは、介護保険を行う事業所のことです。地域密着型というのは、小規模の施設であります。それについては市町村が指定をしますが、通常の介護保険サービス事業者については県が指定を行います。市町村が指定する部分については、事務経費が掛かっておりますので、新たに料金を徴収すべきであるということで、3万円の案が担当課から出ております。こちらは、46 ページ下段の他市等の状況は、分かれております。平成 18 年度から始まった新しい事務ですので、先進的な自治体については徴収を始めているということで、水戸市でも徴収を行うべきかどうか、検討をお願いします。

続きまして、47 ページですが、さきほど御説明した指定事業者の更新になります。概要のところにあります。6年で更新ということで、こちらについては1万5,000円という案が出ておりますので、こちらについても検討をお願いしたいということで、丸を付けております。

以上が、事務局で丸を付けた9件の使用料と手数料になります。

会 長 ありがとうございます。ただいまの御説明で、何か御質問はありますか。といいましても、対象となれば、担当課に質問をする機会がありますので、今日はあまり細かい議論はここでは差し控えたいと思います。

委 員 進め方ですが、ヒアリングに伴う資料がほしい場合は、前もってヒアリングの対象が決まって、今日お願いするのか、ヒアリングを聞いてからお願いするのか。

会 長 可能な限り資料は事前に用意していただいて、なおかつ資料が必要になった場合は、後日お願いするというのがいいと思います。今のうち、どの資料が必要か、まだ分からないですから、案件にもよると思います。

合わせて9件の御説明をいただいたわけですが、これは、担当課のほうで検討してほしい、財政課としても検討すべきであるという判断があるわけですので、結論はどうなるかは別として、対象に加えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会 長 以上の9件につきましては、対象とするということで決めさせていただきたいと思っております。

これ以外で話を聞いてみたいという案件があると思います。最終的には、ヒアリングの対象を今日決めさせていただきたいと思っております。

____委員、何かありますか。

委 員 進め方ですが、全部で42件あって、一つ一つ見ていくのは非常に大変なので、対象はできるだけ少ないほうが良いのかなという気がします。負担率基準というものがありまして、平成16、17、20年度の改定の際にも、負担率基準を目標に改定を行ってきたという経緯がありますので、目標にほぼ達しているものについては、今回は適正

な使用料，あるいは手数料であろうということで，ヒアリングの対象から外したほうが良いのではないかと思います。負担率の基準から大幅にずれているなど問題のありそうなものを審議したらどうかということ，私のほうから御提案させていただきたいと思います。

会 長 このような発言もありました。ご覧いただいて，ボーダーラインを決めるのは難しいところもあるかもしれません。

委 員 検討対象を選定する前に，負担率の基準をどのように考えたらよいか，分からない。負担率とあまりにもかけ離れているものは検討対象とするのか。負担率の基準というのをどのように考えたらいいのか。その辺をまず明確にして，選定に入りたいという気持ちでいます。

会 長 ありがとうございます。それに関連しましては，資料1の4ページに，受益者負担率の基準一覧がございます。25%刻みとなっており，その右側にサービスの種類が書いてありまして，それぞれの受益者負担率を基準とする仕組みになっております。受益者負担率の考え方は，25%刻みということで，一定の間隔を置いて作っているわけですが，使用料と手数料でそれぞれ適用する基準がこれでいいのかという問題はあると思います。ただ，受益者負担率の刻み方は，過去の審議会等で積み重ねてきたものです。よほどの理由がないのであれば，基準の考え方を変更するのではなく，受益者負担率はこのような考え方で当てはめるときに，ここでいいのかという問題は出てくるかと思います。

委 員 私が考えているのは，25%刻みというのは，資料1を読んで承知している。25%にしても，実際の数字が近いものもあれば，かなりかい離しているものもあるので，どう考えたらいいのか。

会 長 それについては，そのように思われたら，検討の対象とするということで基本的にはよろしいのではないのでしょうか。かい離があるけれども，どういうわけですかと説明を聞いて，納得すれば，それはいいのですが，問題があれば，解決するために，住民の負担を増やすのか減らすのかということと，事務の合理化や経費の削減ということも出てくるかもしれません。

委 員 負担率の計算において，分子を上げるだけでなく，分母を下げる行財政改革の努力もしていかなければいけない。

会 長 そういことですね。ですので，疑問に思われたものは出していただいて，具体的に検討していくのがよろしいかと思います。

委 員 受益者負担率についてですけれども，例えば0%になっているのは小中学校，市民センター，図書館などありますけれども，こういった施設は基本的には0%という理解の仕方よろしいでしょうか。

実際に利用している人たちが0%というのはどうなのだろうかという施設があります。例えば市民センターは、いろいろな団体が使っていますが、全て0%でよろしいのかというのがあります。頻繁に利用する団体もあるし、使い方が荒い団体もあります。それと同時に、非常に維持費が掛かっております。思うように補修もできない。設備も老朽化したものを直せない。市の財政が厳しいこともあって、利用者に利便性を向上させることができない施設もあります。ですので、適切な利用料を取って、施設を改善したらよいのではないかという感じもします。

0%と決まっているから、これは0%でいいという感覚で行くと、審議会の中での話が進まないのかなという感じがするので、検討対象としてはどうかというところですね。

会 長 ただ、市民センターの使用料については、資料2のリストには入っておりません。ですので、今の御意見は事務局でメモしていただいて、審議会としての方針を出すときに、そういう意見もあったということを、場合によっては文章化するということもありうるかもしれません。後で皆さんの意見を伺って、別途調整したいと思います。

委 員 一つお願いがあります。
この審議会で話が出たことについて、記録して検討した結果について、その都度、資料として次の審議会で配布していただきたい。というのは、同じようなことを何回も検討しなくても済むということと、記憶忘れが生じることも考えられる。

会 長 私も交通整理をしているつもりで、過去に話が出たことについては、同じ議論をしても意味ありませんので、時々申し上げてはいます。

執行機関 ヒアリングとしては、10月に3回に分けて行う予定ですが、議事録というのは難しいので、会議の要旨として、どのような議論だったのかについては、使用料と手数料1件ごとにまとめて、お知らせする資料を準備させていただきたいと思います。

会 長 前向きな回答を頂きました。
限られた時間で意思決定をしなければいけませんので、中身に入っていきたいと思っています。
ご覧になって感じたことについて、御発言いただければと思います。あるいは、さきほどの御発言を受けて、___委員のほうから案を出していただくというのも一つの方法かと思います。

委 員 1番の芸術館の負担率、基準50%のところ、負担率40%というのはよく健闘しているのかなというところで、7番の園芸指導センターの浴室は問題なのかなと。
それから、8番の植物公園使用料、それから、さきほど話が出ました9番のふるさと農場使用料、それから10番、11番の駐車場使用料については、一般会計と特別会計を合わせると、ほぼ100%ということで、差し支えがないかなと思います。
12番の市営住宅駐車場使用料は、8万3,000%という非常に高い負担率となっておりますが、中身を見ると、経費をきちんと積算してないのではないかと思います。これ

は、資料3の23, 24ページですが、コストのところに修繕料6万3,000円しか入っていませんが、市営住宅に入居されている方は駐車場使用料を払っているわけですので、人件費がゼロというのはおかしいのではないかと。人件費を按分して出すべきで、委託料についても、電算で処理していれば、経費が掛かるはずで、きちんと計算すれば、そんなに高くはないと思うので、これはやらなくてもいいと思います。

13番の市営住宅汚水処理場使用料についても、75%のところ、85.6%と上回っているから、いいかなと思います。

会 長 いいかなというのはそれぞれ御判断があるかと思いますが、話を聞いたほうがいいものを挙げていただければと思います。

委 員 私の案としては、12番の市営住宅駐車場使用料というのは、異常な数字なので、人件費や運営費コストについては、適正な資料を出していただきたいと思います。

15番の幼稚園預かり保育料ですが、50%のところ、199%と取り過ぎのようになっていますが、資料3の30ページのところで、人件費を計上していません。これはなぜかという、前の幼稚園保育料のところで職員がいて、6人未満の場合は職員がみているので、人件費を入れないということですが、実際には職員がみているわけですから、みている分については預かり保育に人件費が入ってしかるべきかだと思います。正職員がみている分については、その分を按分して、こちらに人件費を計上すべきだと思います。そうすると、199%にはならないと思います。幼稚園保育料はヒアリングで聞くことになっていますので、いっしょに聞いてもいいかなと思います。人件費を計上して、数字をきちんと出していただきたいと思います。

16番、少年自然の家使用料については、負担率が5.7%しかないから、運営等に問題があるかと思いますが、対象にしてはどうかと思います。

それから、市場についても、110%ですので、適正かと思いますが、というような形で私は考えております。

会 長 手数料のほうはどうですか。

委 員 自転車保管手数料は、23%と低いものから、対象として良いと思います。

2番、3番、4番、5番は、良いのではないかと。

6番の住民基本台帳カード手数料は、いろいろ問題がありそうなので、聞いたほうが良いと思います。

7番、犬の登録手数料、8番、犬の鑑札再交付手数料も、99%ですので、いいのではないかと。

11番、12番についても、98%、91%なので、いいと思います。

14番、し尿処理手数料は39%、その下の15番、浄化槽汚泥処理手数料は24%ですので、問題かと思いますが、対象としたほうが良いと思います。

16番、特定家庭用機器一般廃棄物手数料は、特定家電の廃棄の手数料で、101%ですが、これは事務自体を見直すべきと書いてありましたので、これについては聞いたほうが良いと思います。

17番、優良観光土産品登録手数料は67%と低い、18番、境界確認証明書交付手数

料についても47%と低いので、聞いたほうが良いと思います。

屋外広告許可申請手数料と幼稚園入園手数料は、ほぼ100%なので、必要ないと思います。

21番の下水道工事指定店登録手数料も、必要ないと思います。

というようなところで、私としては考えました。

会 長 既に丸が付いているところ以外で挙げてもらったのが、使用料では、12番の市営住宅駐車場使用料については、___委員は内部事情に詳しいので、いろいろお話がありました。一般の感覚からいくと、なんでこんなに開いているのかというのが率直な疑問だと思いますので、話題に出た以上、聞いても良いかと思います。

これを含めると、新たに丸を付けたのが、使用料については五つ、手数料についてはたくさん指摘をいただきまして、1番、6番、13番、14番、16番、17番、18番ということにして、七つと合わせて、12加わるということになります。もともと九つあるので、かなり量が多いような印象を受けます。

そういうことも含めて、一つ一つ見ていきたいと思いますが、他の方で、___委員が言われなかったことで、これは必要だと判断されるものがあれば、出していただければと思います。

委 員 使用料の21番、国際交流センター使用料ですが、これは条例に基づきまして、国際交流のためであれば無料、第12条に規定する「設置目的以外の目的に使用させることができる」ということで使用料を取っているわけですが、聞いてみたいのは、目的外の目的ということで、商業的に使われているのかと、市外と市内の利用者を知りたい。使用料の対象とはなっておりませんが、他のものと違うので、内情を含めて、市外、市内の使い方や商業目的があるのかどうか。

会 長 ありがとうございます。

事務局に質問ですが、一部の利用のみ利用料を徴収というものは20番から27番まで同じ記載がありますが、負担率基準や負担率は明示されていないわけですが、ヒアリングの対象となりえるか否か、お聞きしたい。

執行機関 結論から申し上げますと、ヒアリングの対象になりうるものです。資料3の55ページ以降になりますが、御審議の対象となりうるかと考えております。

会 長 ありがとうございます。

それでは、全部聞いていると、他ができないということにもなりかねませんので、代表して、今お話のあった21番、国際交流センター使用料だけを伺うということでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会 長 それ以外で聞いてみたいことはありますか。

委員 使用料の3番，墓地公園使用料で，考察のところ，現段階での改定は必要ないと考えているとあるのですが，特別会計と一般会計というのがよく分からないというのもあります。

執行機関 墓地公園使用料が2行になっておりますが，一般会計で管理しているものが，5ページ，堀町の墓地があります。7ページは浜見台霊園ということで，特別会計において管理しているのですが，料金はいっしょです。1平方メートル当たり800円なのですが，平均的な墓地は4平方メートルくらいですので，年間3,200円頂いております。

特別会計にしているのは，今，施設整備を行っており，新しい墓地を造成して売り出していますので，その収支を明らかにするために，浜見台霊園の部分だけを特別会計に置いてありますが，管理という面では同じ料金です。

6ページの考察のところを見ていただきますと，一般会計では87.9%となっておりますが，人件費も按分率で，2人の職員人件費を，1割が堀で，9割が特別会計墓地で，9対1に割っています。6ページに書いてあることは，二つ合わせると106.6%となるので，良いのではないかとというのが考察に書いている内容になります。

委員 分かりました。

会長 他，何かありますか。

委員 駐車場使用料の一般会計と特別会計というのは，一般の市民感覚になじまない。本来的には，企業とかでは，一本化して勘定しているはず。行政改革でも，一本化する努力をしていかなければならない。国の財政も，こういう指摘を受けていると思います。

委員 一般会計と特別会計の説明を事務局からお願いします。

執行機関 19ページの10番が駐車場使用料ということで，一般会計となっております。これは，民間のほうに貸す駐車場でありまして，1時間200円，30分ごとに100円となっております。22ページになりますが，二つ合わせると135%となっております。

駐車場が高い理由は，平面駐車場というのは，コストがほとんどかかりません。ゲートを置いて，電気代や警備代など，コストが比較的小さく出てしまう。公共として土地代は掛かっておりませんが，民間の方は固定資産税をお支払いいただいております。理解を得られる金額かどうかで判断いただきたいと思っております。

委員 一般会計と特別会計に分けている理由を説明してほしい。

執行機関 駐車場を整備する際に，市債を借りまして償還をしております。駐車場単体で黒字なのか赤字なのかを示すために，公債費を借りた駐車場については，特別会計で管理をしている状況であります。

執行機関 補足しますと，一般会計というのは，場所をいいますと，宮町駐車場，五軒町地下

駐車場，本町駐車場があります。特別会計で管理しているのは，赤塚駅脇のミオス駐車場で，整備するときに市債を借りてお金を返しながらかやっているので，会計を別にしなければいけないので，特別会計で管理している。中身はいっしょなので，全体としては135%となっているということです。適正ではないかなと思います。

委員 合算した数字 135%が出ていますが，そういう数字をそろばんはじきながら監視していく姿勢が大事かなと思います。

会長 それでは，議論を戻したいと思えますけれども，更に追加をするべきというものがございましたら，御指摘いただきたいと思えます。

それでは，さきほど___委員から話していただいた内容について，一つ一つ見ていきたいと思えます。数的には予定を少しオーバーしているので，多少整理したい気持ちもあるのですが。

使用料の7番，8番の説明者は同じでよろしいでしょうか。

執行機関 はい，園芸指導センターと植物園は併設の施設ですので，可能です。

会長 その辺を念頭に置いた上で，皆さんとっしょに判断していきたいと思えます。

それから，12番の市営住宅駐車場使用料は単独ですね。それから，14番，幼稚園保育料，15番，幼稚園預かり保育料は関連がありますので，一つのものとして考えることができるということになります。16番，少年自然の家は独立しているわけですね。そうすると，使用料についてですけれども，7番，8番は1回のヒアリングで済むということで丸を付けて，9番と2番はもともと丸が付いているので，12番にも丸を付ける。

委員 12番は，さきほど私が言ったとおり，調書で人件費が適正に入っていれば，こんな数字にはならないと思うので，資料だけ出していただければと思ったのですが。

会長 どうですか。ヒアリングの時間の問題はありますけれども，この資料を一般の人が見たときに，100に対して桁違いな数字が出てるので，市民の人は疑問に思うのではないのでしょうか。それを資料に基づいて簡潔に説明していただくことは，必要ではないかと思えます。役所の方だけが分かるということでは困ると思えます。

15番については，14番との関連で，一つにまとめる形をお願いをする。16番は単独で，18番，19番はもともと丸が付いているので，お願いをする。あと，21番が追加ということです。

そうしますと，使用料のほうでは，2番を一つ，7番と8番を合わせて一つ，それから9番を一つ，12番が一つ，14番と15番を関連で一つ，16番が一つ，それから18番，19番，21番ということで，使用料だけで九つということになっています。

それから，手数料ですが，たくさんあるわけですが，まとめられるものは，例えば13番，14番は一つになりますか。

執行機関 同じ施設で処理をしております。し尿処理というのは，簡単に説明すると，くみ取

りです。浄化槽汚泥というのは、浄化槽から取った汚泥ですが、同じ施設で処理しております、これもコストは按分しております。ですので、一つの施設ということで、いっしょと考えて良いと思います。

会 長 分かりました。そうすると、13番と14番は1回の聞き取りで済むわけでありまして、16番、17番、18番は、たまたま並んではいりますが、全て別個のものでございます。それから、6番の住民基本台帳カード交付手数料は、かい離が激しいので、聞いたほうがいだろうということで、それと1番、自転車保管手数料。
そうしますと、もともと丸が四つ付いていますので、現段階で手数料が10のヒアリングということになります。

執行機関 あらかじめ丸が付いている9番と10番はセットと考えていただいて、同じように22番と23番はセットと考えていただいてよろしいかと思っております。

会 長 ということは、二つ減で、その分を除くと、八つということになります。
そうすると、使用料が九つ、手数料が八つで、合計17個ということになりました。これを3日間に分けてヒアリングを行うということになりますので、1回に大体六つということになります。この数は事務局としてはどうでしょうか。

執行機関 想定としては2時間くらいずつを考えておりまして、それぞれのボリュームが違いますので、組合せを工夫しまして、日程に合うように時間割を作らせていただきまして、3日間でやっていきたいと思っております。

会 長 可能ということでよろしいでしょうか。

執行機関 はい。

会 長 例えば、使用料と手数料で関係があるものがあれば、いっしょにやっていただくのかも含めてですね。今のやりとりで、大体九つと八つでうまく組み合わせることで3日に収めることが可能なようですね。
全体をご覧になって、何か補足とか、あるいは今日話が出ていないことはありますか。

委 員 例えば高齢者優遇というのは、浴室の使用にしても、60歳以上無料というのは、国の基準があるのでしょうか。

会 長 統計的には、高齢者は65歳以上となっておりますね。

執行機関 老人福祉センターの使用料のことだと思うのですが、水戸市の決定で、過去に施設を造ったときに、60歳以上を無料と決めております。その辺については、ヒアリングの中で聞いていただければ、ありがたいと思っております。

会 長 ヒアリング対象になっていますので、忘れずに御質問いただきたいと思います。場合によっては、審議会として、それは何歳とすべきであるとか意見を出すことはありえるかもしれませんが、ないのかもしれませんが。それは議論次第だと思います。

ヒアリングの対象となったものは、これから十分やりとりに時間がありますので、それ以外で何かありますか。よろしいでしょうか。

それでは、検討対象を事務局で最終的に整理して、もう一度御確認をお願いしたいと思います。事務局、お願いします。

執行機関 ヒアリング対象としたものについて申し上げます。

使用料については、2 自転車駐車場使用料, 7 園芸指導センター使用料 (浴室), 8 植物公園入園料, 9 ふるさと農場使用料, 12 市営住宅駐車場使用料, 14 幼稚園保育料, 15 幼稚園預かり保育料, 16 少年自然の家使用料, 18 老人福祉施設使用料, 19 体育施設使用料, 21 国際交流センター使用料です。

手数料については、1 自転車保管手数料, 6 住民基本台帳カード交付手数料, 9 犬の注射済票交付手数料, 10 犬の注射済票再交付手数料, 13 し尿処理手数料, 14 浄化槽汚泥処分手数料, 16 特定家庭用機器一般廃棄物手数料, 17 優良観光土産品登録手数料, 18 境界確認証明書交付手数料 (道路), 22 地域密着型サービス事業者等指定申請手数料, 23 地域密着型サービス事業者等指定更新申請手数料となりました。

会 長 それでは、検討対象として、ただいま御報告があったものでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会 長 ありがとうございます。それでは、検討対象は、このように決定したいと思います。

これらについて、現段階で資料の要求ができるものがあれば、おっしゃっていただきたいと思います。

委 員 さきほど言いました市営住宅駐車場使用料の実際に掛かっているコストについて、それから幼稚園の預かり保育の職員人件費、それから老人福祉施設で、37, 38 ページに調書がありますが、これは負担率が 0.4%しかないので、全部の運営経費だと思うので、今回、浴室の運営について協議していくので、浴室に掛かる経費を出していただきたいと思います。

委 員 21 番の国際交流センターの使用目的と目的外の件数、市内、市外の件数の内訳の資料をお願いしたい。

委 員 資料 3 の 4 ページをご覧ください。

24 年度決算ベースで、職員人件費が 830 万円という数字が共通的に出ていますが、この人件費というのは、一人 1 年間の月給と賞与を含めた金額なのか。職員一人が使う光熱水費や事務施設の使用料を含めて 830 万円なのかどうか。月給と賞与だけで一人 830 万円というのは、かなり高額です。説明できるようにしていただきたいと思

ます。

執行機関 資料1の2ページの施設運営コストの算出方法で830万円を用いているというのは、平均給与費ということになっております。実際の職員の配置で計算すると変動が大きいですので、平均的な単価を用いますと御説明いたしました。法定福利費も含めた金額が830万円となっております。

委員 資料3の4ページに按分率と書いてありますが、別の言葉でいえば費用率、貢献率というものに相当すると思うのですが、按分率は他の項目の計算でも出ていますが、按分率はこんな簡単に出るものなのか。

執行機関 1人の職員が駐車場に専従しているわけではございませんので、この者の1年間の事務量のうち3割くらいが駐車場の関連業務を行っているということで決めております。なかなか証明というのは難しいのですが、職員の事務配分などから、3割くらいの人件費が掛かっているということで算定しております。

会長 他にありますか。

委員 18番、老人福祉センターの実績で、60代、70代、80代の年代別は分かりますか。

執行機関 無料ですので、年齢を聞いているかどうか分かりませんが、施設を管理している者は、感覚的に答えられるかもしれません。

委員 大体の感覚でいいので、ヒアリングで聞いてみます。

会長 資料要求に関しては、現段階ではこれでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、検討対象が決まりましたので、改めて今後の日程や進め方について、事務局のほうからお願いします。

執行機関 検討対象を決めていただきましたので、10月2日、9日、23日の3日間に予定しておりますヒアリングについては日程を調整したいと思います。

会長 さて、検討対象の選定についての議事はここまででよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会長 それでは、今日の審議会の議事は全て終了ということになります。本日は暑い中、お疲れさまでした。